

山梨県国民健康保険老人医療対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、山梨県老人医療費支給事業の実施に伴い費用負担が増加する国民健康保険者（以下「保険者」という。）の財政負担を軽減するため補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年、山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の対象となる経費は、保険者が負担する当該年度の療養の給付及び療養費の支給に要する費用のうち、山梨県老人医療費支給事業の対象となった者に係る額とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の療養の給付及び療養費の支給に要する費用のうち山梨県老人医療費支給事業の実施により増加する費用額を別に定める調整率により算定し、このうちの保険料（税）相当額に5分の3を乗じて得た額に補正率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保険者は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理しその内容を審査して適正と認めたときは補助金の交付決定を行い、当該保険者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 この補助金は、概算払いにより交付することができるものとし、概算払いを受けようとする保険者は概算払請求書（様式2）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた保険者は、年度終了後別に定める期日までに事業実績報告書（様式3）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定並びに超過交付額の返還)

第8条 知事は、前条の事業実績報告書を受理しその内容を審査して適正と認めたときは補助金の額の確定を行い当該保険者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、第6条第2項の規定による概算交付額が前項の確定額を超過する保険者に対して、当該超過交付額の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第9条 知事は、補助金の交付決定をした後、保険者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書並びに実績報告書に不実の記載があったとき。
- (3) 補助金をその目的以外に使用したとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定額の全部又は一部を取り消した場合において当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還を命ぜられた保険者が、これを指定期日までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納額について年10.95パーセントの割合で計算した延滞利子を県に納付しなければならない。

ただし、知事が止むを得ない事情があると認めたときは、この全部又は一部を免除することができる。

(報告又は検査)

第10条 知事は、予算執行の適正を期するため必要があるときは、保険者に対して報告を求め又は職員をして検査させることができる。

附 則

(適用日)

1 この要綱は昭和55年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、返還金が生じた場合については、この要綱に準じて事務処理を行うものとする。

附則

この要綱は平成22年12月20日から施行する。

附則

この要綱は平成28年12月22日から施行する。